



要配慮者利用施設における

避難確保計画の作成及び訓練の実施



静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課



◎本資料でお願いすること

避難確保計画の作成（義務）

訓練訓練の実施（義務）

《取組効果》（令和元年台風19号）事前避難で人的被害なし

R元年10月事例

⑭

事前の準備により難を逃れた事例(静岡県おやまちょう小山町)

- 午前10時半頃の土砂災害警戒情報の発表後、**特別養護老人ホーム入所者を避難確保計画*に従い、がけ側から2階へ移動**。さらに降雨が続き、近隣住民の声かけにより、**入所者全員を2階へ移動させた**。
- その後、近くの山から発生した**土石流**が、**施設の1階部分に流入**したが、利用者及び職員**全員難を逃れた**。
- 同施設は、**土砂災害警戒区域内**に存しており、**日頃から近隣住民の方とともに避難訓練*を実施**していた。



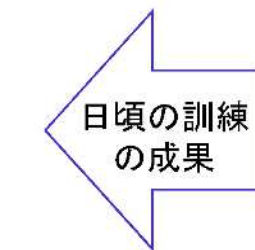
- 【災害の経緯】令和元年10月12日
- AM10:37 土砂災害警戒情報発表
がけ側の入所者を2階へ移動
 - AM11:00 避難勧告発令
 - PM 1:15 避難指示発令
 - PM 7:30頃** 近隣住民からの声かけ
入所者及び職員全員2階へ避難
 - PM 8:00頃** **施設1階に大量に土砂が流入**



R1. 10/11~12雨量状況(御殿場観測所)



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事



写真提供: 小山町



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況

写真提供: 小山町

施設の声

「これまで継続してきた防災活動が職員に蓄積されている(防災意識の高い職員が多い。)」

*土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられている

近年の水害の状況



法改正の概要（過去の要配慮者利用施設の被災状況と課題）

○平成21年7月21日の豪雨により、山口県防府市の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」を土石流が襲い、入居者7名が亡くなる被害が発生



課題・対策

- ◆ 要配慮者利用施設の土砂災害対策推進のために、民生部局と砂防部局間で日頃から緊密な連携を図ることの重要性を認識
- ➡ 民生部局と砂防部局間で情報共有等連携の強化を図るよう、厚労省・国交省連名で通知

○平成28年8月30日の台風第10号の雨による岩手県小本川の水害で「グループホーム楽ん楽ん」で入居者9名が亡くなる大きな被害が発生



写真)「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」国土地理院撮影

課題・対策

- ◆ 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の作成や避難訓練が十分に実施されていない。
- ➡ 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を義務化（平成29年水防法等改正）

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化(H29の改正)

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
H29の改正前	努力義務	努力義務
H29改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

法改正の概要（背景・H29の改正）

土砂災害防止法の一部改正(案)について(※水防法等との一括改正)

平成29年2月10日
閣議決定

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)などを受け、近年、**要配慮者利用施設における警戒避難体制の確保の重要性**が改めて認識されている。
- このような状況を踏まえ、土砂災害から生命・身体を保護する観点から、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成等を義務付け**、土砂災害防止のための総合的な取組みを推進する。



計画作成の担保措置

- ▶ 計画を作成しない施設管理者等に対して、市町村長は**必要な指示**を行うことができる。
- ▶ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長はその旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築

防災体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



従業員や利用者への学習会



要配慮者利用施設の被災事例



平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生。

【目標】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難訓練の実施率100% を実現

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生しました
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法及び土砂災害防止法※を改正し、市町村から施設に対して助言・勧告する制度を創設しました

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

【特別養護老人ホーム千寿園の被災】 (R2.7)



被災場所：熊本県球磨村

【水防法、土砂災害防止法の改正】 (R3.5.10公布、R3.7.15施行)

水防法、土砂災害防止法

- ・施設が市町村に**避難訓練の報告義務**
- ・市町村が施設に対して避難確保計画及び避難訓練に関する**助言・勧告できる制度を創設**

法改正により、要配慮者利用施設の避難の更なる実効性を確保

**令和3年の法改正
(令和3年7月15日施行)**

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました
- 市町は、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年1回以上実施すること及び、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告するよう依頼し、必要に応じて助言・勧告をお願いします

【避難訓練と報告・確認の手順】



留意点

- 施設は、訓練内容を分けて複数日で実施する場合は、最後にまとめて報告することができます

- 避難訓練は、立退き避難だけでなく、比較的容易に行うことのできる、①避難経路を確認する訓練や②情報伝達訓練、③図上訓練等の訓練もあります。様々な種類の訓練を分けて行う方法や利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練など負担軽減を図り、訓練を継続してください
- 避難支援協力者である消防団や近隣の企業、地域住民、利用者家族等の協力を得て実施するよう努めて下さい
- 訓練後には、訓練で得られた教訓を踏まえて、避難の実効性を高めるため避難確保計画の内容の充実を図ってください

①避難経路を確認する訓練



②情報伝達訓練



写真：
徳島県資料

③図上訓練



写真：焼津市資料

訓練後に振り返りを実施

避難確保計画の内容を見直し、避難確保計画の内容の充実を図る

※写真は訓練のイメージ

○ 水防法、土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に定められた施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけております。

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

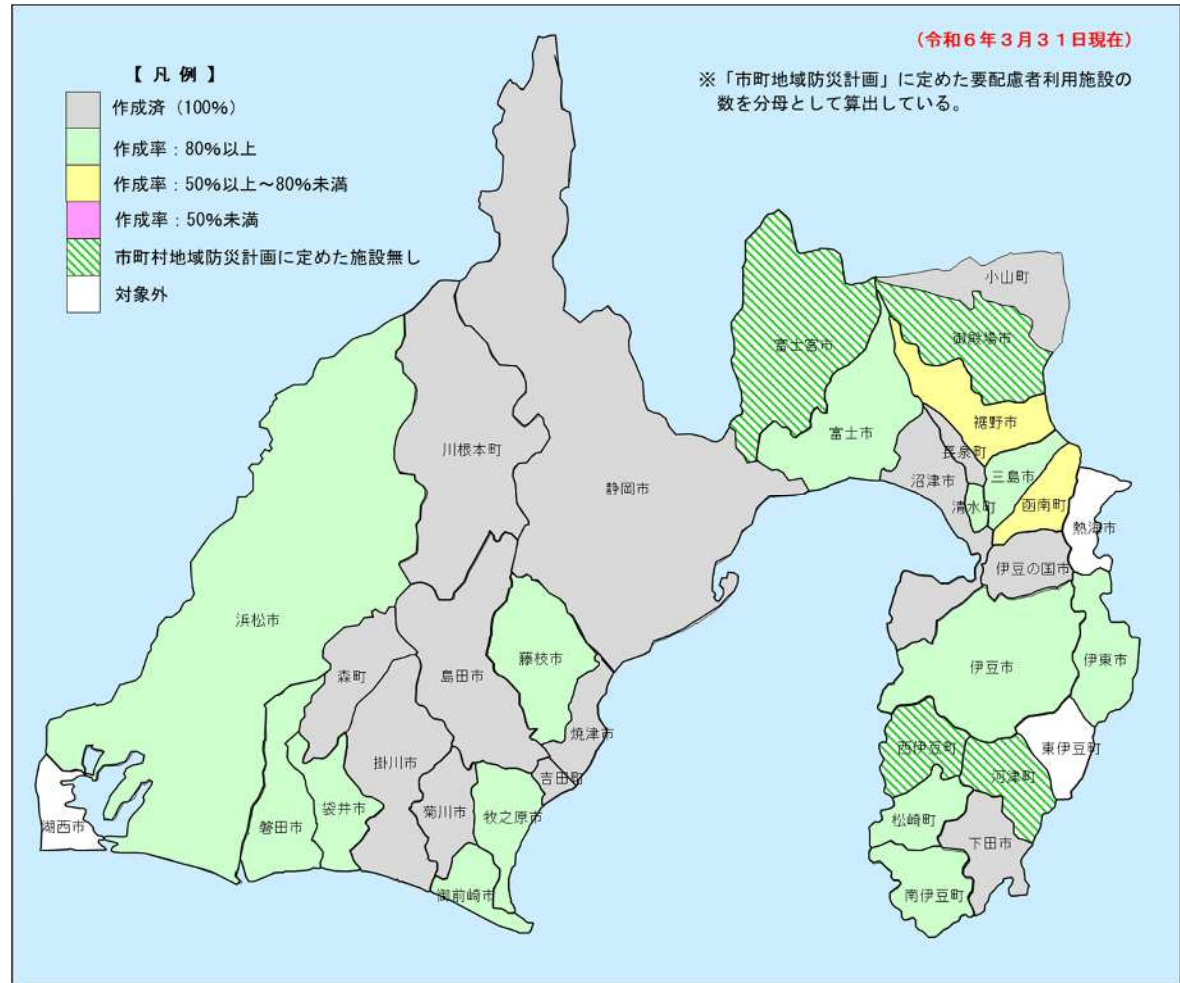
	社会福祉施設 (老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所等)	学校 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校等)	医療施設 (病院、診療所、助産所等)
地域防災計画に規定	<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画の作成【義務】・避難訓練の実施【義務】	<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画の作成※【義務】・避難訓練の実施【義務】	<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画の作成【義務】・避難訓練の実施【義務】

地域防災計画に記載された、全ての施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

要配慮者利用施設数及び計画作成状況(洪水)

県内市町別の状況 (国資料を基に土木防災課にて集計)

	洪水浸水想定 区域内にある 要配慮施設	地域防災 計画記載 要配慮施設(A)	避難確保 計画作成 要配慮施設(B)	作成率 (C)=(B)/(A)	【参考】 R5.9.30 作成率
1 下田市	10	10	10	100.0%	100.0%
2 南伊豆町	13	13	11	84.6%	84.6%
3 東伊豆町	0	0	0	—	—
4 河津町	3	0	0	0.0%	0.0%
5 松崎町	15	10	9	90.0%	90.0%
6 西伊豆町	14	0	0	0.0%	0.0%
7 熱海市	0	0	0	—	—
8 伊東市	14	14	13	92.9%	92.9%
9 沼津市	219	219	219	100.0%	100.0%
10 裾野市	43	43	28	65.1%	78.9%
11 清水町	20	20	17	85.0%	85.0%
12 長泉町	17	17	17	100.0%	100.0%
13 三島市	95	95	94	98.9%	98.9%
14 伊豆の国市	70	70	70	100.0%	100.0%
15 函南町	40	40	24	60.0%	66.7%
16 伊豆市	12	12	10	83.3%	84.6%
17 御殿場市	20	0	0	0.0%	0.0%
18 小山町	4	3	3	100.0%	100.0%
19 富士市	276	276	275	99.6%	99.6%
20 富士宮市	2	0	0	0.0%	100.0%
21 静岡市	857	857	857	100.0%	97.9%
22 島田市	222	222	222	100.0%	100.0%
23 藤枝市	233	233	219	94.0%	94.8%
24 焼津市	172	172	172	100.0%	100.0%
25 川根本町	14	14	14	100.0%	71.4%
26 牧之原市	49	49	46	93.9%	93.9%
27 吉田町	50	50	50	100.0%	100.0%
28 袋井市	139	139	134	96.4%	96.4%
29 磐田市	255	256	250	97.7%	97.7%
30 森町	22	22	22	100.0%	81.8%
31 掛川市	106	106	106	100.0%	100.0%
32 菊川市	79	79	79	100.0%	100.0%
33 御前崎市	5	5	4	80.0%	100.0%
34 浜松市	859	859	858	99.9%	99.9%
35 湖西市	0	0	0	—	—
計	3,949	3,905	3,833	98.2%	97.8%



◆特に市町村地域防災計画に定めていない市町は、より一層の取組強化をお願いします。

要配慮者利用施設数及び計画作成状況(土砂災害)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況 (R6. 3. 31時点)

分類	地域防災計画に 位置付ける必要 のある施設数 (A)	地域防災計画に記載済		避難確保計画を作成済	
		施設数 (B)	記載率 (B/A)	施設数 (C)	作成率 (C/B)
厚労省関連 社会福祉施設 医療施設 等	527	511	97.0%	493	96.5%
文科省関連 学校 こども園 等	227	226	99.6%	227	100.0%
合計	574	737	97.7%	720	97.6%

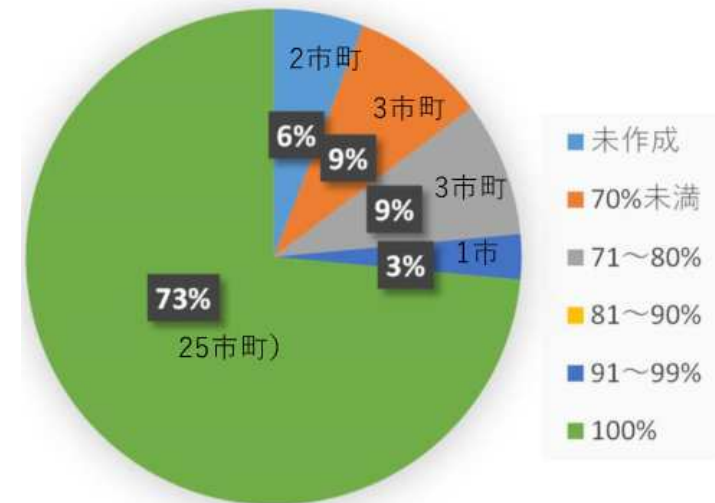
要配慮者利用施設数及び計画作成状況(土砂災害)

地区別避難確保計画作成率(R5.3.31)

地区	要配慮者利用施設数 A	地域防災計画に記載済の要配慮者利用施設数 B	避難確保計画作成済施設数 C	地域防災計画記載率 B/A	避難確保計画作成率 C/B
下田	58	54	46	93.1%	85.2%
熱海	58	53	47	91.4%	88.7%
沼津	115	110	107	95.7%	97.3%
富士	29	29	29	100.0%	100.0%
静岡	211	211	211	100.0%	100.0%
島田	87	84	84	96.6%	100.0%
袋井	78	78	77	100.0%	98.7%
浜松	118	118	118	100.0%	100.0%
計	754	737	719	97.7%	97.6%

前回 R5.9.30
97.8%

市町別避難確保計画作成率(R6.3.31)



該当施設のない1市を除く



まもり

治水の要

— 流域治水 —



静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課

